

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 事務局規程

昭和 61 年 7 月 22 日
神 社 協 規 程 第 3 号

(事務局職員)

第 1 条 定款第 34 条の規定により事務局を設置し、次の職員を置く。

- | | |
|--------------------|-----------|
| (1) 事務局長 | 1 名 |
| (2) 参事 | 必要に応じて若干名 |
| (3) 副参事 | 必要に応じて若干名 |
| (4) 事務局長次長 | 必要に応じて若干名 |
| (5) 支所長及びセンター長 | 必要に応じて若干名 |
| (6) 企画員 | 必要に応じて若干名 |
| (7) 福祉専門幹 | 必要に応じて若干名 |
| (8) 主査 | 必要に応じて若干名 |
| (9) 係長 | 必要に応じて若干名 |
| (10) 主幹 | 必要に応じて若干名 |
| (11) 福祉活動専門員及び専任職員 | 若干名 |

2 必要があるときは、常勤・非常勤職員を置くことができる。

(職 務)

第 2 条 事務局長は、会長の命を受けて事務を統括し、所属職員を指揮監督する。

- 2 参事は、事務局長を補佐し、事務局の重要な事務に従事する。
- 3 副参事は、事務を調整し、企画及び立案に参画するとともに事務局長を補佐する。
- 4 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長が不在のときはこれを代行する。
- 5 支所長及びセンター長は、事務局長の命を受けて支所もしくはセンターの事務を総括し、所属職員を指揮監督する。
- 6 企画員及び福祉専門幹は、高度の専門的知識経験に基づき複雑かつ困難な事務に従事する。
- 7 主査及び係長、主幹は、次長及び支所長並びにセンター長の命を受けて分担の事務に従事する。
- 8 福祉活動専門員、専任職員及びその他の職員は、それぞれ上司の命を受けて所属の事務に従事する。

(センター)

第 3 条 事務局は神栖本所、波崎支所とし以下のセンターを置く。

- 2 神栖本所には、地域福祉総合相談センター、福祉活動推進センターを置く。
- 3 波崎支所には、支所地域福祉推進センターを置く。

(分掌事務)

第 4 条 センターは、次の事務を掌る。

- 1 本所地域福祉総合相談センター及び福祉活動推進センターは、次の事務を掌る。
 - (1) 役員会及び評議員会に関すること。
 - (2) 会員の入退会に関すること。
 - (3) 定款及び諸規程に関すること。
 - (4) 公印の管守に関すること。
 - (5) 人事及び福利厚生に関すること。
 - (6) 給与及び旅費等に関すること。

- (7) 文書の收受, 発送, 編集及び保存に関すること。
 - (8) 予算の編成及び経理並びに決算に関すること。
 - (9) 物品の調達, 管理及び処分に関すること。
 - (10) 資産の管理及び処分に関すること。
 - (11) 社会福祉事業の調査及び研究に関すること。
 - (12) 社会福祉事業の総合的企画に関すること。
 - (13) 社会福祉事業の普及広報に関すること。
 - (14) 社会福祉事業施設及び社会福祉関係団体との連絡調整並びに育成に関すること。
 - (15) 児童, 母子, 高齢者, 障害者, 低所得者等の福祉に関すること。
 - (16) ボランティアセンターの運営に関すること。
 - (17) 生活福祉資金貸付に関すること。
 - (18) 福祉総合相談事業に関すること。
 - (19) 受託事業に関すること。
 - (20) 労働者派遣事業に関すること。
 - (21) 福祉後見サポートセンターに関すること。
 - (22) その他本会の目的達成に必要な事業に関すること。
- 2 支所地域福祉推進センターは, 次の事務を掌る。
- (1) 社会福祉事業の調査及び研究に関すること。
 - (2) 社会福祉事業の総合的企画に関すること。
 - (3) 社会福祉事業の普及広報に関すること。
 - (4) 社会福祉事業施設及び社会福祉関係団体との連絡調整並びに育成に関すること。
 - (5) ボランティアセンターの運営に関すること。
 - (6) 生活福祉資金貸付に関すること。
 - (7) 福祉総合相談事業に関すること。
 - (8) その他本会の目的達成に必要な事業に関すること。

(委任)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は, 会長が定める。

付 則

- 1 この規程は, 昭和61年7月22日から施行する。
- 2 この規程は, 昭和63年4月1日から適用する。(改訂第1号)
- 3 この規程は, 平成8年5月20日から適用する。(改訂第10号)
- 4 この規程は, 平成12年4月1日から適用する。(改訂第23号)
- 5 この規程は, 平成17年4月1日から適用する。(改訂第33号)
- 6 この規程は, 平成17年8月1日から適用する。(改訂第37号)
- 7 この規程は, 平成19年4月1日から適用する。(改訂第63号)
- 8 この規程は, 平成23年9月1日から適用する。(改訂第89号)
- 9 この規程は, 平成29年4月1日から施行する。(改訂第119号)
- 10 この規程は, 平成31年4月1日から施行する。(改訂第124号)
- 11 この規程は, 令和7年4月1日から施行する。(改定第148号)